

○MRI、CT等の検査により脳損傷を示す画像所見が認められない高次脳機能障害の障害等級の決定について

〔平成25年9月6日地基補第236号〕
各支部事務長あて 補償課長

画像所見が認められない高次脳機能障害に関し、先般、労働者災害補償保険制度において、「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害（補償）給付請求事案の報告について」（平成25年6月18日付け基労補発0618第1号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通知。以下「厚労省通知」という。）が別添のとおり発出されました。

厚労省通知においては、「研究において、画像所見が認められない場合であっても障害等級第14級を超える障害が残る可能性が示されたことを踏まえ、MRI、CT等の画像所見が認められない高次脳機能障害を含む障害（補償）給付請求事案については、本省で個別に判断することとする」とされています。

地方公務員災害補償制度において、高次脳機能障害の障害等級の決定については、「障害等級の決定について」（昭和51年10月29日付け地基補第599号）第2のV「神経系統の機能又は精神の障害」に基づく障害等級の決定に際し、「支部事務長から補償課長に照会すべき事項の指定について」（平成21年6月1日付け地基補第162号）（3）及び（4）により、支部事務長から補償課長に照会していただくこととしているところですが、画像所見が認められない高次脳機能障害の障害等級の決定に係る補償課長の回答については、厚労省通知も踏まえ、事案ごとに必要な見識を有する医学専門家から検査の必要性及びその方法を含め意見を聴取し、当該聴取結果を踏まえ、相当因果関係の有無及び後遺障害の程度を判断することとなりますので、御承知おきください。

また、各支部におかれましては、相当因果関係等の判断に関わる各種情報（被災原因となる事故の状況及び被災職員の被災直後の症状、被災直後からの経過・通院等の履歴、被災職員の職場での状況等）の十分な把握に努めていただきますよう、よろしくお願ひします。

以 上